

※整理番号																								
安全運転管理者に関する届出書																								
和歌山県公安委員会 殿																								
令和3年4月2日																								
ア 安全運転管理者を選任、 解任 したの 届出事項(イ、エ、カ、コ)を変更 したの 届け出ます。 イ 届出者 住所 和歌山市西1番地 氏名 株式会社 和歌山 支店長 和歌山 太郎 電話番号 073-473-0110 [法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号]																								
ウ 選任年月日	年 月 日				コ	名 称																		
エ 安全運転 管理者氏名	(ふりがな)					位 置																		
オ 資 格	生年月日 年 月 日 (歳)					使用の本拠 業種別 1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他																		
要 件	1 管理経験 2年以上	2 公安委員会教習 修了者で管理経験 1年以上	3 公安委員会の認定																					
カ 職務上の地位																								
キ 安全運転管 理者が免許 を持っている 場合	免許の種類				シ	乗 用 貨 物 大 小 大 普 計 大型 中型 準 普通 軽 大型 中型 準 普通 軽 大型 小型 大型 普通 特別 特別 二輪 二輪																		
	免許年月日					シ																		
ク 安全運転管 理者の勤務 様態	勤務 日勤 隔日 其他()				ス	運 転 者 数																		
ケ 安全運 転管 理 者 の 経 歴	副管理者有無 有(人)・無					専 従 予 備																		
	勤務期間					解 任 年 月 日																		
	勤務所名 職 名					氏 名																		
備考	記載例 自動車の台数が5台未満(3台)となったため。																							
(注)	1 記入要領は裏面を参照してください。 2 安全運転管理者の要件(施行規則第9条の9第1項) (1) 20歳以上(副安全運転管理者を置くこととなる場合は30歳以上)の者であること。 (2) 自動車の運転の管理実務経験が2年以上(公安委員会の教習修了者は1年以上)又は公安委員会から自動車運転管理に関し、これらの者と同等以上の能力を有すると認定された者であること。 (3) 公安委員会の命令により解任された者は、解任後2年を経過していること。 (4) 救護義務違反、酒酔い運転等一定の違反行為をした者は、その後2年を経過していること。 3 添付書類 選任届出のときは、次の書類を添付してください。 (1) 戸籍抄本若しくは住民票の写し又は運転免許証の写し (2) 運転経歴又は安全運転管理経験等を証するもの (3) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行)																							

記 入 要 領

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 記入項目欄は、必要事項を記入してください。
- 3 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 選択記入を求めている欄で、2以上の該当項目がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。
- 5 安全運転管理者を解任後、直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、前安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねることができます。
- 6 安全運転管理者の経歴欄には、運転管理の経験を有する場合に記入してください。
- 7 業種別欄を記入するときは、次の表を参照してください。

業 種 別 表

業 種 別	備 考
1 官公署	
2 公社公団等	現業、公庫及び官公立学校を含む。
3 農業	果樹、樹園、園芸、畜産及び養蚕を含む。
4 林業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出及び狩猟業を含む。
5 漁業	水産養殖業を含む。
6 鉱業	砂、砂利及び玉石の採取業を含む。
7 建設業	管工事業、さく井工事業及び設備工事業を含む。
8 製造業	
9 卸・小売業	百貨店を含む。
10 不動産業	不動産賃貸業を含む。
11 金融保険業	銀行、信託業及び証券業を含む。
12 運輸業	民営鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸及び倉庫業を含む。
13 電気ガス業	
14 通信業	放送業を含む。
15 サービス業	旅館、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済、文化、政治、労働、社会福祉団体、清掃業及びニュース供給業を含む。
16 その他	